

## いちご一会とちぎ国体那須町保険加入要項

## 1 趣旨

この要項は、那須町で開催されるいちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「大会等期間中」という。）の円滑な大会運営を図るため、大会関係者又は第三者に発生した事故及び借用物等に対する補償に関し必要な事項を定める。

## 2 契約

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人那須町社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

## 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び損害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故及び損害賠償保険支払限度額は、次に掲げるものとする。

## (1) 損害賠償責任事故

大会等期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

## ア 施設賠償事故

実行委員会が競技会場、案内所、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板や仮設物等の所有又は管理運営するものの不備、又は運営上の過失から生じた事故により第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

## 【施設賠償事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払限度額
対人	10,000万円	10,000万円	30,000万円
対物	—	2,000万円	30,000万円

## イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為及び看護業務等に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

## 【医師等賠償事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払限度額
対人	10,000万円	10,000万円	30,000万円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

【生産物賠償事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払限度額
対人	3,000万円	30,000万円	30,000万円

エ 動産総合賠償責任保険

大会期間中に実行委員会が借り受けた財物を、滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは搾取されたことなどにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

【動産総合賠償責任保険金支払額一覧】

	1事故	保険期間中支払限度額
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶発事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

【競技会補助員賠償責任事故保険金支払額一覧】

	1名	1事故	保険期間中支払限度額
対人・対物	50,000万円	50,000万円	—

※社協を通じた契約による。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技会補助員、競技補助員、看護師、医師等の大会従事者等が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は該当業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

【傷害事故保険金支払額一覧】

ア 大会開催前日及び開催日適用

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技会役員			
競技役員			
競技会補助員			
競技補助員			
看護師	3,000万円	5,000円	3,000円

医師	15,000 万円	30,000 円	20,000 円
----	-----------	----------	----------

イ 前号に規定する日以外適用

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

※社協を通じた契約による。

#### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象とならない。

##### (1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

##### (2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

#### 5 事故報告

- (1) 大会等期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

#### 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項に定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会の保険加入については、必要に応じてこの要項を準用する。

## 事 故 報 告 書

年 月 日

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会

会長 様

報告者 所属 部 班 係  
氏名 \_\_\_\_\_

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

**【物損事故の場合】**

被害物	被害物名
	被害状況
	被害物の写真【 有 ・ 無 】 撮影者の氏名
所有者	住所
	氏名
	TEL ( ) -

**【傷害事故の場合】**

負傷者	参加区分【選手・監督・役員・競技補助員・ボランティア・医師・看護師・観客】
	処置記録兼診療依頼書 【発行番号No. _____】
	住所
	氏名 年齢 才 男・女
	TEL ( ) -
医療機関	名称
	TEL ( ) -
傷害内容	傷病名
	症状・程度など